

# 国民健康保険税減免判定 簡易フローチャート (新型コロナウイルス感染症関係)

はい →  
いいえ - - - - ->

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)が死亡、又は重篤な傷病を負った。

いいえ

はい

※「主たる生計維持者」とは「属する世帯の世帯主」のことです。

全額免除

主たる生計維持者の収入が減少した。

いいえ

はい

65歳未満の主たる生計維持者が離職し、雇用保険の失業給付を受けている。

いいえ

はい

非自発的失業者の軽減制度を優先適用し、  
コロナ減免は非該当

主たる生計維持者の収入(給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入)などで、いずれかの収入が前年の同じ収入と比べて30%以上減少している。  
(例: 営業収入が減収した場合は、前年の営業収入と比較して30%以上減少)

いいえ

はい

主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である。

いいえ

はい

主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である。

いいえ

はい

申請により保険税の全額又は一部が減免となります。

減免対象ではありません。